

第3 把握した課題と改善策等

1 周辺地域への事前周知に関する対策

(1) 制度等（法改正前）

太陽光発電ガイドライン等において、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めることや、事業の概要や環境・景観への影響等について、地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めることが、努力義務として求められている。

(2) 調査結果

i) 実地調査した市町村では、泥水・土砂等の流出や雑草の繁茂、柵塀の未設置等に関するトラブル等が生じており、このうち、泥水・土砂等の流出については、地域住民から相談等を受けた市町村が現地確認した結果、「防災工事の実施前や完了前に造成工事等に着手」、「調整池や排水溝の整備等の排水対策が不十分」等の要因で発生しているとした事例がみられた（上記第2の2(2)参照）。

こうしたトラブル等の内容やその発生要因を踏まえ、市町村において、発電事業者等による再発防止策の実施や地域住民に対する当該再発防止策の説明に関して助言等を行っている状況がみられた。

ii) 実地調査した市町村の中には、トラブル等の未然防止等のため、再生可能エネルギー発電設備に関する条例（以下「条例」という。）を制定し、条例に基づき、発電事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業の内容等に関する地域住民への周知（以下「住民説明」という。）を義務化しているところがみられた。

住民説明を義務化している市町村からは、条例制定後、住民説明の未実施や住民説明時又は発電設備の設置後のトラブル等は、発生していない又は少ないと認識しているとの意見が聞かれた。少ないながら発生しているトラブル等としては、地域住民に直接説明すべき内容について郵便ポストに資料を入れるだけであったなどの住民説明の具体的な方法に関するものであり、市町村が助言等を行っている事例がみられた（下記第4の事例7参照）。

iii) 一方で、住民説明を義務化していない市町村の中には、発電事業者による住民説明が行われていないことでトラブル等となった事例のほか、住民説明を行ったものの、一部の地域住民にのみ実施したことや、地域住民からの質問に対して具体的な回答を行わなかったことでトラブル等となっている事例がみられた（下記第4の事例8参照）。

iv) こうしたトラブル等の未然防止や改善等のため、以下のように、住民説明の対象とする地域住民の範囲や説明の方法等について工夫している事例もみられた。

- ① 住民説明の対象とする地域住民の範囲について、発電事業者が市町村や自治会と協議して、説明が必要な地域住民の把握漏れがないようにしている事例（下記第4の事例8-1から8-3まで参照）
- ② 住民説明に、発電事業者のほか、設計業者や施工業者、保守点検責任者が参加することで、土地の開発工事や発電設備の維持管理に関する質疑応答に的確に対応できるようにしている事例（下記第4の事例9-1及び9-2参照）
- ③ 図面等を用いて、事業や造成工事の概要、維持管理の計画等を地域住民に説明したことで、説明内容と異なる発電設備の不適切な設置や維持管理が早期に発見され改善が図られた事例（下記第4の事例9-3及び9-4参照）

(3) 法改正の内容

令和5年6月に公布された改正法において、説明会の開催等による事業計画の内容の地域住民に対する事前周知（以下「周辺地域への事前周知」という。）を認定要件とすること（いわゆる「認定要件化」）が措置され、今後、発電事業者は、事業計画の申請前に、周辺地域への事前周知を実施する必要がある。

(4) 対策の検討と経済産業省への情報提供

i) 実地調査等で把握したトラブル等の事例をみると、事後に市町村が発電事業者に改善策や住民説明等に関して助言等を行って対応している状況にあり、今後、太陽光発電設備等の適正な導入を進めるに当たっては、トラブル等の未然防止や発生した場合の迅速な対応がどのように図られるかについて、地域住民に理解されるよう、発電事業者が事前に住民説明を行うことが重要であると考えます。

このため、トラブル等の解決に向け対応が行われた事例や事前に住民説明が行われた事例等から、トラブル等の未然防止や発生した場合の迅速な対応に資する事前の住民説明におけるポイントを以下のとおり整理した。

(住民説明におけるポイント)

- トラブル等の内容やその発生要因を踏まえると、
 - ① 泥水・土砂等の流出については、防災工事、排水対策、盛土・切土やのり面の保護対策、災害等があった場合の対応等の事項
 - ② 雑草の繁茂、柵塀の未設置や不適切な設置、騒音等については、除草の実施時期や、柵塀の設置方法、防音対策等の事項などについて、事業内容で明確にし、地域の状況をよく知る地域住民に対して事前に説明しておくことが重要
- 上記の事業内容の説明の対象とすべき地域住民の範囲や説明の方法については、地域の状況等に応じて設定するとともに、図面等を活用して説明するなどの

工夫をすることが重要

- 土地の開発工事等による泥水・土砂等の流出等は、小規模な低圧案件でも発生しており、地域住民への影響がある開発工事を伴う案件等については、低圧案件であっても丁寧な対応がなされることが重要

ii) 上記のポイントについては、経済産業省において、令和6年4月の改正法施行に向け、周辺地域への事前周知に関する具体的な措置を定める省令の改正等が検討されることとなったことを踏まえ、その検討に資するよう、本報告書の作成に先駆け、中間的な整理（「太陽光発電設備等の導入に関する調査～「住民説明」に関する中間整理～」（以下「中間整理」という。全文は資料3参照））として、令和5年8月4日に経済産業省に情報提供（参考通知）した。

(5) 経済産業省における中間整理の活用

中間整理については、令和5年8月以降に開催されている経済産業省の再エネワーキング⁸における「説明会等の認定要件化に関する詳細設計」に係る事務局の説明資料の中に抜粋した内容が記載⁹されるとともに、再エネワーキングの第2次取りまとめ¹⁰の中で、当該ワーキングでの議論において中間整理も参考としている旨が記載されている。

具体的には、①住民説明の対象とすべき地域住民の範囲や説明の方法、②住民説明で説明すべき事項、③説明会の回数などについて、中間整理で提供した情報（市町村における実例と条例の内容）が活用され、経済産業省内部や再エネワーキングにおいて議論された。

第2次取りまとめでは、安全面、自然環境・生活環境等の観点から事業による影響と予防措置について説明が必要と整理されている（資料4参照）。

その後、第2次取りまとめに基づいて、令和6年2月20日に、再エネ特措法施行規則（省令）の改正及び説明会等ガイドラインの策定が行われた¹¹。

⁸ 総合資源エネルギー調査会（審議会）省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループを指す。

⁹ ・令和5年8月7日（第9回再エネワーキング）

（資料1）説明会等の認定要件化に関する詳細設計の考え方（案）

・令和5年9月15日（第10回再エネワーキング）

（資料1）説明会等の認定要件化に関する詳細設計②などの再エネの長期電源化・地域共生に係る論点

¹⁰ ・令和5年9月26日（第11回再エネワーキング）

（資料2）再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ第2次取りまとめ（案）

（参考資料1）第2次取りまとめ（案）【参考資料】

・令和5年9月29日 パブリックコメント（受付公示）、同年10月29日受付締切り

・令和5年11月28日 第2次取りまとめを決定（※）

（※）https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/kyosei_wg/20231128_report.html

¹¹ 令和6年2月20日 再エネ特措法施行規則が改正（令和6年経済産業省令第6号。令和6年4月1日施行）
令和6年2月20日 説明会等ガイドラインが策定（公表）